

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

府省庁名 農林水産省

No	2
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（以下、「6次産業化法案」という。）に基づき、「総合化事業計画」の認定（農林水産大臣）を受けた農林漁業者等（農林漁業者又はその組織する団体をいう。以下同じ。）及び「研究開発・成果利用事業計画」の認定（農林水産大臣及び業所管大臣）を受けた民間事業者等が、大臣の認定を受けた計画に沿って、当該計画に係る事業を実施するための施設等を取得する場合、当該施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>大臣の認定を受けた総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に基づき、農林漁業者等又は民間事業者等が取得する施設等に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格の1／6相当額を控除。</p>
関係条文	[]
減収見込額	(初年度) ▲117 (一) (平年度) ▲117 (一) (単位:百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行など厳しい状況にある中で、農山漁村の活性化を図っていくためには、農林漁業者等による加工・販売分野への進出を促進するなど、1次産業たる農林漁業と2次産業・3次産業との融合を図り、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、農山漁村地域における雇用の確保と所得の向上を目指す農山漁村の6次産業化を推進することが重要な課題となっている。</p> <p>このため、6次産業化法を制定（法案を第174回通常国会に提出。継続審議）し、6次産業化に向けた取組を強力に進めることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厳しい状況が続く農山漁村の活性化を図っていくためには、やる気と能力のある農林漁業者等が農林水産物やその他の資源を有効に活用して取り組む6次産業化を支援することは重要である。</p> <p>農林漁業者等が新たに加工や販売事業へ進出する際には、加工施設や販売施設などの不動産を取得の必要が生じる上、取得にあたっては多額の投資が必要である。このような状況において、当該施設の取得に係る負担を軽減することは、比較的資金力の乏しい農林漁業者等にとっては、6次産業化に取り組む大きなインセンティブとなるものであり、必要不可欠である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興 《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進
	政策の達成目標	農林漁業者による加工・販売の取組の促進による、農山漁村地域における雇用と所得の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	117件 適用が見込まれる事業者は、6次産業化法案に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等及び研究開発・成果利用事業計画の認定を受けた民間事業者等。 対象となる施設等の範囲については、6次産業化に向けた加工や販売に必要な機械、施設及びこれらを設置する土地等。
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により6次産業化に必要な不動産取得が促されることで、農林漁業の6次産業化が促進し、農山漁村の活性化に寄与することが見込まれる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	・未来を切り拓く6次産業創出総合対策：予算額144億円 農林漁業者の6次産業化に向けた取組や地域資源を活用した新産業の創出を支援する対策（基幹対策）を、農林漁業者が加工・販売するための市場を拡大・活性化させる対策（市場拡大対策）と併せて実施。 ・農林漁業施設資金：融資枠263億円の内数 6次産業化法案に基づき総合化事業計画の認定を受けた者が行う農林水産物の生産、流通、加工又は販売等に必要な共同利用施設の整備に必要な資金について特例措置を講じる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助金等は、設備投資資金の調達が困難な主体に対して、円滑な事業の実施を促進させるなど事業活動そのものに対する支援を目的とするものであるが、不動産取得税の減額は農林漁業者等による設備投資の意思決定を後押しするもの。 このように、補助金等の措置とは目的が異なることから、6次産業化を推進するためには、予算面、税制面の双方から総合的に支援する必要がある。
	要望の措置の妥当性	比較的資金力の乏しい農林漁業者等にとって、取組に当たって大きな負担となる不動産取得に係る負担を軽減することは、6次産業化を促進する上で不可欠であり、本制度により適切な支援を講じることは適正な措置である。 なお、本要望措置の対象は、6次産業化法案に基づく大臣の認定を受けた者に限定しており、必要最低限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—